

# 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書（概要）

## I 地方公共団体の財務制度の見直しの必要性

### 俯瞰的な見直しの必要性

昭和38年の地方自治法改正以降、情報通信技術（ICT）の進展などの社会情勢の変化を踏まえた俯瞰的な見直しが行われていない

### 合理的な財務制度の構築

行政が公正で、効率的に行われるためには、地方公共団体の財務制度が社会経済情勢の変動を踏まえた合理的なものであることが必要

### より効果的・効率的な財務制度の構築

人口減少社会の進展に伴い、地方公共団体の事務執行には一層の効率化が求められ、より効果的・効率的な財務事務の仕組みに改変することが必要



**地方公共団体の行政運営の円滑化・合理化のための見直しが必要**

## II 財務制度の見直しの基本的方向性

### (1) ICTの進展への対応

### (2) 財務制度における柔軟性の確保

上記(1)、(2)の今日的な課題を踏まえ、俯瞰的な検証・検討を行い、現時点において見直しを行うべき具体的な事項を提示

## III 財務制度の見直しのあり方【ポイント】

(1) クレジットカードによる収入方法の見直し  
電子マネーによる収入方法の確立 など

(2) 口座引き落としによる支出方法の導入  
行政財産の貸付け範囲の拡大 など

# ○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(1/4)

## 現状の課題

## 見直しのあり方

### クレジットカードによる収入方法の見直し

- ・ 民間のクレジットカード決済の仕組みの多様化  
(カード発行業務と加盟店の開拓・管理業務の分業化や決済代行業者の介在)
- ・ クレジットカード決済による水道料金などの支払いに係る納付時期が不明確



- ・ 現在対応できていないケースがあることを踏まえ、現行のクレジットカードによる収入方法の規定を見直すべき。
- ・ 水道料金などについて、納付時期の規定の明確化を図るべき。



クレジットカードによる収入方法を地方公共団体がより活用しやすく

### 電子マネーによる収入方法の確立

- ・ 地方公共団体が電子マネーによる収入方法を導入する場合に、弁済効果の発生時期の面で難しくなっている。



- ・ 民間取引と同様に、電子マネーを使用した時点で歳入が納付されたものとみなすことで、電子マネーによる収入方法を確立すべき。



電子マネーによる収納が広がればより便利に

# ○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(2/4)

## 現状の課題

## 見直しのあり方

### 口座引き落としによる支出方法の導入

- 地方公共団体は、公共料金などを支払う際に、口座引き落としによる支出方法を選択できない。



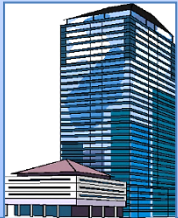
- 地方公共団体が公共料金など定期的に支出する一定の経費については、口座引き落としによる支出方法を許容すべき。



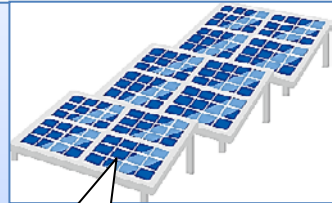
地方公共団体の事務手続が効率化

### 行政財産の貸付け範囲の拡大

- 地方公共団体は、行政財産の屋根や壁面を第三者に貸付けることができない。



- 行政財産の貸付け対象に庁舎等の屋根や内外壁面を加える。



地方公共団体はより行政財産の有効活用が可能に

## ○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(3/4)

### 会計年度の独立の原則の弾力化

- ・ 庁舎管理など相手方の行為の完了が年度末日まで要するような経費の会計年度所属区分を、一定の範囲内で弾力化すべき。
- ・ 情報システムの保守管理など予算年度当初から契約する必要があるものは、債務負担行為を設定することなく、年度開始前に契約を締結することができるようにすることが考えられる。

### 支出方法の多様化

- ・ 海外出張時など職員個人がクレジットカード決済を行う場合にも、適正利用を確保できる方策と併せて、より活用しやすくする。
- ・ 電子マネーを使用した支払いは、適切な時期に必要な最小限度の額をチャージする運用を基本とし、管理簿などにより使用履歴を記録するなど、適正な使用を確保する。

### 新たな契約方法等の導入

- ・ リバースオークション(いわゆるせり下げ)による調達は、国や地方公共団体における試行的な実施状況を見極め、積極的な導入のメリットが明らかとなった段階で改めて検討する。
- ・ インターネットを利用した物品購入は、少額の随意契約の範囲内で運用が可能であるが、注文時に現物を確認できないなど、特有の商慣行を踏まえた対応が必要

## ○ 財務制度の見直しのあり方【詳細版】(4/4)

### 指定金融機関に係る制度の見直し

- ・ 指定金融機関を未指定の市町村は、近年のICTの進展等を踏まえて指定のあり方を検討することが望ましい。
- ・ 指定金融機関の担保提供義務については、長等が不要と判断した場合にその義務を解除することや、新たに賠償責任規定を設けることといった方策が考えられるが、影響などを見極めた上で、具体的な見直しをすることが必要

### その他の事項

- ・ 私人に収納委託できる歳入を柔軟に追加できる仕組みとして、現行の地方税の私人への収納委託の制度と同様の枠組みで、歳入の対象を条例又は規則で定める。

### 地方公共団体の財務制度に関する研究会構成員（平成27年12月現在、◎＝座長、○＝座長代理）

◎碓井 光明	明治大学法科大学院教授			
○森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	遠山 宏幸	千葉銀行地方創生部長	
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授	中山 正行	さいたま市財政局契約管理部長	
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	早坂 勝治	山形県会計局会計課長	
白濱 博人	東京都会計管理局管理部会計企画課長	三好 規正	山梨学院大学法科大学院教授	
建部 雅	成蹊大学法学部准教授	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授	